



いつもお世話になっております。事務所だよりの11月号をお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

今回は、高額療養費についてみてみます。(18年10月改定)

高額療養費の支給について

病院の窓口で支払った医療費の自己負担が、1カ月に一定の額(自己負担限度額といいます。)を超えたときは、あとでその超えた額が高額療養費として支給されます。

高額療養費算出にあたっての自己負担額の計算方法

1. 暦月(月の1日から末日まで)ごとに計算します。
2. 1つの病院、診療所ごとに計算します。
3. 同じ病院でも歯科のある場合、歯科は別計算します。
4. 旧総合病院は各診療科ごとに計算します。
5. 入院と通院は別計算します。
6. 処方せんにもとづく薬局での自己負担は、病院の自己負担と合算して計算します。
7. 保険診療の対象とならない差額ベッド代などは含めません。
8. 入院中の食事負担(標準負担額)は含めません。

自己負担限度額について

自己負担額は世帯の所得状況に応じて以下の3段階に分けられています。

(平成18年10月診療分から適用)

70歳未満の方

- ア 低所得者(生活保護の被保護者や市町村民税非課税世帯などの方)35,400円
- イ 上位所得者(標準報酬月額が53万円以上の被保険者及びその被扶養者)
.....150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%
- ウ 一般(ア、イに該当しない方)
.....80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%

70歳以上の高齢受給者

- ア 低所得者(市町村民税非課税世帯などの方)24,600円
- イ 低所得者(市町村民税非課税世帯などの方でかつ所得が一定基準に満たない方)
.....15,000円
- ウ 現役並み所得者
.....80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
- エ 一般(ア、イ、ウに該当しない方)
.....44,400円

つまり標準的な世帯(国民健康保険の場合所得600万円以下)(社会保険の場合年収800万円以下)では、1ヶ月の医療費が20万円掛かれば、12万円ほど保険で賄われるといった感じです。